

令和5年度第9回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和5年12月25日(月)
13時30分～14時30分
滝沢市役所 3階 庁議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 教育長事務報告
- 日程第4 議案第1号 市議会の議決を要する事件の議案に関する意見について（滝沢市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 事務報告1 滝沢市議会12月会議について

教育長事務報告書

令和5年12月25日

月 日	曜	事 項	場 所
11月21日	火	叙勲伝達	盛岡市
11月22日	水	ジョイントアップ・スクール事業学校公開研究会	滝沢小学校、滝沢中学校
11月24日	金	盛岡大学附属高等学校陸上部全国大会出場に係る表敬訪問	庁内
11月25日	土	たきざわ学びフェスタ	ビッグルーフ滝沢
〃	〃	市指定無形民俗文化財祝賀会	フォックスバーデン
11月29日	水	第46回第2次滝沢市総合計画策定本部会議	庁内
11月30日	木	市議会11月会議	庁内
〃	〃	議会全員協議会	庁内
〃	〃	Advanceスポーツ少年団全国大会出場に係る表敬訪問	庁内
〃	〃	県中学校新人体育大会表敬訪問	庁内
12月1日	金	第2回市就学指導委員会	庁内
12月3日	日	歳末たすけあい演芸会	滝沢ふるさと交流館
12月4日	月	第2回生徒指導連絡協議会・生徒指導主事研修会	庁内
12月7日	木	市議会12月会議	庁内
12月8日	金	教職員定期人事異動に係る教育長ヒアリング	庁内
12月9日	土	市子ども会リーダー養成研修会	青少年交流の家
12月10日	日	海上自衛隊大湊音楽隊第46回定期演奏会	盛岡市「盛岡市民文化ホール」
12月11日 ～13日	月～水	市議会12月会議(一般質問)	庁内
12月14日	木	第47回第2次滝沢市総合計画策定本部会議	庁内
〃	〃	第19回日台会長盃国際野球大会出場に係る表敬訪問	庁内
12月15日	金	市議会12月会議(議案審議)	庁内
〃	〃	第9回校長会議	庁内
12月17日	日	元村こどもさんさ愛好会発表会2023	滝沢ふるさと交流館
12月18日	月	県立博物館特別展「ポケモン化石博物館」オープニングセレモニー	盛岡市「岩手県立博物館」
12月19日	火	市内小中学生各種大会等活躍報告	庁内

教育長事務報告書

12月20日	水	教職員定期人事異動に係る盛岡教育事務所長ヒアリング	庁内
12月21日	木	第5回総合計画審議会	庁内
12月25日	月	第9回教育委員会議	庁内

議案第 1 号

市議会の議決を要する事件の議案に関する意見について（滝沢市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例）

令和6年3月市議会定例会に上程する議案を申し出ることについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第2条第11号の規定により、議決を求める。

滝沢市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例
（別紙）

令和5年12月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

平成25年9月1日付けで学校教育法施行令が一部改正されたことに伴い、委員会の名称を改め、関係する条文の修正、字句の整理を行う必要があるため、滝沢市就学指導委員会設置条例（平成10年条例第1号）の一部を改正するものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 号

滝沢市就学指導委員会設置条例の一部を改正することについて

滝沢市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例

滝沢市就学指導委員会設置条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。
題名中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第1条第1項を次のように改める。

教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒並びに就学予定者（以下「児童生徒等」という。）の教育の充実を図るため、教育委員会の諮問機関として滝沢市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条第1項を次のように改める。

委員会は、児童生徒等に対する教育上必要な支援の内容について調査審議し、及び助言を行う。

第3条第1項中「12人」を「16人」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の滝沢市就学指導委員会設置条例第3条の規定により委嘱又は任命された滝沢市就学指導委員会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の滝沢市教育支援委員会設置条例第3条の規定により委嘱又は委任された滝沢市教育支援委員会の委員とみなす。

令和5年12月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

平成25年9月1日付けで学校教育法施行令が一部改正されたことに伴い、委員会の名称を改め、関係する条文の修正、字句の整理を行う必要があるため、滝沢市就学指導委員会設置条例（平成10年条例第1号）の一部を改正するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

滝沢市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
滝沢市 <u>就学指導委員会設置条例</u> (設置)	滝沢市 <u>教育支援委員会設置条例</u> (設置)
第1条 <u>障害のある児童、生徒等（以下「障害児」という。）の適正な就学指導について調査審議し、及び助言を行うため、教育委員会の諮問機関として滝沢市就学指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u>	第1条 <u>教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒並びに就学予定者（以下「児童生徒等」という。）の教育の充実を図るため、教育委員会の諮問機関として滝沢市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u>
(所掌事項)	(所掌事項)
第2条 <u>委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</u>	第2条 <u>委員会は、児童生徒等に対する教育上必要な支援の内容について調査審議し、及び助言を行う。</u>
(1) <u>障害児の調査及び就学指導に関すること。</u>	
(2) <u>障害児のうち、特別支援学校又は特別支援学級に就学を指導すべき障害の程度の判断に関すること。</u>	
(組織)	(組織)
第3条 <u>委員会は、委員12人以内をもって組織する。</u> 2・3 略	第3条 <u>委員会は、委員16人以内をもって組織する。</u> 2・3 略
(委任)	(委任)
第7条 略	第7条 <u>委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</u> 第8条 略

改正

平成14年2月1日条例第1号

平成17年3月25日条例第10号

平成19年3月20日条例第7号

平成25年12月13日条例第49号

平成25年12月13日条例第50号

滝沢市就学指導教育支援委員会設置条例

(設置)

~~第1条 障害のある児童、生徒等（以下「障害児」という。）の適正な就学指導について調査審議し、及び助言を行うため、教育委員会の諮問機関として滝沢市就学指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。~~

第1条 教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒並びに就学予定者（以下「児童生徒等」という。）の教育の充実を図るため、教育委員会の諮問機関として滝沢市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 ~~委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。委員会は、児童生徒等に対する教育上必要な支援の内容について調査審議し、及び助言を行う。~~

~~(1) 障害児の調査及び就学指導に関すること。~~

~~(2) 障害児のうち、特別支援学校又は特別支援学級に就学を指導すべき障害の程度の判断に関すること。~~

(組織)

第3条 委員会は、委員1216人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 医師

(2) 学識経験者

(3) 関係教育機関の職員

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査員)

第6条 委員会に、専門的事項を調査させるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 調査員は、当該専門的事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。ただし、委員会の運営、議事等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月1日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その

他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月20日条例第 7 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第49号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第50号）

この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の滝沢市就学指導委員会設置条例第 3 条の規定により委嘱又は任命されている滝沢市就学指導委員会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の滝沢市教育支援委員会設置条例第 3 条の規定により委嘱又は任命された滝沢市教育支援委員会の委員とみなす。